



INFORMATION

マイナ保険証 を利用ください！

マイナンバーカードを保険証として利用する「マイナ保険証」は、次のメリットがあります。



- ①過去のお薬情報や健康診断などのデータが医療機関と連携されるため、お薬手帳の提示や口頭での説明が不要になります
- ②事前に限度額適用認定証の交付を受けなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。限度額適用認定証の更新手続きも不要です※保険税に滞納がある場合は、マイナ保険証で限度額が確認できない場合があります
- ③マイナポータルを使用して年間の医療費通知情報が取得できます。確定申告に必要な情報も自動的に入力されるので便利になります

マイナ保険証の利用手順

マイナンバーカードを健康保険証として利用する手順は以下の通りです。

- ▶**マイナンバーカードを申請**
- ①市町村窓口で申請
 - ②オンライン申請(パソコン・スマートフォンから)
 - ③郵便による申請
 - ④証明写真機からの申請
- ▶**マイナンバーカードを健康保険証として登録**
- ①医療機関・薬局にある顔認証付きカードリーダーで行う
 - ②マイナポータルから行う
 - ③セブン銀行ATMから行う
- ☎マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178

後期高齢者医療制度に加入している人

マイナ保険証の有無にかかわらず、8月1日から使用できる「資格確認書」を7月中旬に発送予定です。

今後は資格確認書がマイナ保険証で、医療機関や薬局で受け付けをしてください。

令和6年12月2日以降、後期高齢者医療被保険者証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。今回は後期高齢者医療制度に加入する皆さんに、マイナ保険証の有無に関わらず、8月1日から使用できる「資格確認書」を発送予定です。マイナ保険証での受付が難しい場合は、資格確認書でこれまで通りの医療を受けることができます。

7月末になっても資格確認書が届かない場合は、市民課まで問い合わせください。

後期高齢者医療保険料は、2年ごとに直直しを行っています。令和6・7年度の保険料は下表の通りです。

■**保険料の構成**

後期高齢者医療保険料は、収入や所得に関係なく被保険者全員が等しく負担する①均等割額、前年中の所得に応じて計算する②所得割額から構成されています。賦課限度額の範囲内で①と②を合算した額が、保険料になります。

賦課される保険料は、均等割額の軽減や所得に応じた所得割を基に決定。7月上旬に送付する、令和7年

後期高齢者医療保険料の構成	令和6年度	令和7年度
①均等割額	43,800円	43,800円
②所得割率	8.53% ※①7.89%	8.53%
賦課限度額	800,000円 ※②730,000円	800,000円

※①激変緩和措置として「令和5年の総所得金額-基礎控除額43万円」が58万円以下の場合、令和6年度の所得割率が7.89%になります②生年月日が昭和24年3月31日以前の人や障害認定により資格取得した人は、令和6年度の賦課限度額が73万円になります

度保険料のお知らせを確認してください。

令和7年度後期高齢者医療 保険料のお知らせ

精神手帳1級を 持っている人へ

令和7年8月1日診療分より、精神保健福祉手帳1級を保持している人も新たに重度心身障害者医療費助成事業の対象となります(生活保護を受給している人を除く)。

医療費の助成を受けるためには、届け出が必要です。新規対象者には申請書を送付しますので、早めに申請をお願いします。

対象となる人で申請書が届かない場合は、市民課④番窓口まで問い合わせください。

国民健康保険、後期高齢者医療制度 に加入している人へのお知らせ

被保険者証や資格確認書、資格情報のお知らせが令和7年7月31日に有効期限を迎えることから、一斉更新を行います。

☎市民課 ☎52-2118



これまで交付している被保険者証や資格確認書、資格情報のお知らせが令和7年7月31日に有効期限を迎えることから、一斉更新を行います。令和6年12月2日からマイナンバーカードを基本とする仕組み(マイナ保険証)に移行したことから、被保険者証は発行されません。加入する保険やマイナ保険証の登録状況に応じて、郵送される交付物が異なりますので、確認をお願いいたします。

保険税や保険料は 期限内の納付を

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料は、市役所の窓口のほか、金融機関やコンビニで納付できます。国民健康保険税は納付書のe-LQRコードを使って電子納付(キャッシュレス決済)も可能です。自動で料金が引き落とされる、口座振替での納付がおすすめです。金融機関や市役所窓口、下記の二次元バーコードから手続きができます。



国民健康保険に加入している人

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録している人

「資格情報のお知らせ」を交付します。マイナ保険証を利用して受診してください

・マイナンバーカードを作っていない人
・マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない人

「資格確認書」を交付します。資格確認書を利用して受診してください

■高額療養費制度

外来・入院ともに、一つの医療機関の窓口での支払いは「限度額適用認定証」を提示すれば高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。資格確認書を利用し受診する人は、あらかじめ限度額適用認定証の交付申請をしてください。マイナ保険証を利用する場

合は、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

■国民健康保険への加入、脱退時は手続きを忘れずに

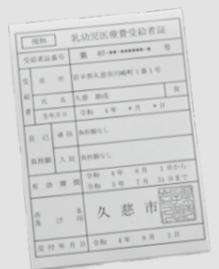
マイナ保険証の仕組みに移行していますが、社会保険などへの加入に伴う国民健康保険からの脱退、退職などに伴う国民健康保険への加入の際は、これまでどおり手続きが必要です。

受給者証を更新

子ども・重度心身障害者・ひとり親家庭・寡婦医療費助成事業は、毎年8月1日が受給者証の更新日となっています。受給資格審査の結果、更新される人には令和7年8月1日から使用できる受給者証、却下となる人には通知文書を送付します。

8月になっても受給者証または通知文書が届かない場合は、市民課④番窓口までお問い合わせください。各事業の対象者となる人で未申請の場合は届け出が必要です。

詳しくは市HPを確認ください。



医療費助成に関する お知らせ